

人権擁護委員って どんな人?

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアの方々に、現在、約14,000名の
人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。
人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の
皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝い
をしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域
の皆さんに人権について関心を持ってもらえるよ
うな人権啓発活動を行っています。

人権擁護委員の き章

人権擁護委員が身に付けるき章（バッジ）のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



き章



かたばみ

法務省人権擁護局ホームページ

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>



全国人権擁護委員連合会ホームページ

<https://zenrenjinken.org/>



- 差別を受けた ●暴行・虐待を受けた
- セクハラ・パワハラを受けた
- いじめを受けた
- インターネットによる誹謗中傷など

気軽にご相談ください。
秘密は守ります。相談は無料です。

みんなの人権110番

0570-003-110

子どもの人権110番(通話料無料)

0120-007-110

女性の人権ホットライン

0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口



パソコン・スマホ・携帯電話共通

インターネット人権相談

検索

SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/>



みんなが
幸せな
明日へ

人権擁護委員

あなたの街の相談パートナー

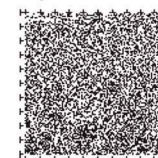


6月1日は人権擁護委員の日です。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

この冊子には、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会

相談

地域の皆さんからの
人権に関する相談に応じています。

様々な相談方法があります

- 面談
 - ・ 常設相談所
(法務局・地方法務局又はその支局)
 - ・ 特設相談所
(市町村役場、デパート、社会福祉施設等で随時開設)
 - 電話*
 - インターネット人権相談*
- ※裏面をご覧ください。

子どもの人権SOSミニレター

学校の先生や親には相談できない悩みを抱える子どもたちが気軽に相談できるよう、全国の小・中学生に、「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。人権擁護委員は、子どもたちから届いた手紙一つ一つに返事を書き、その悩みを解決に導く取組を行っています。



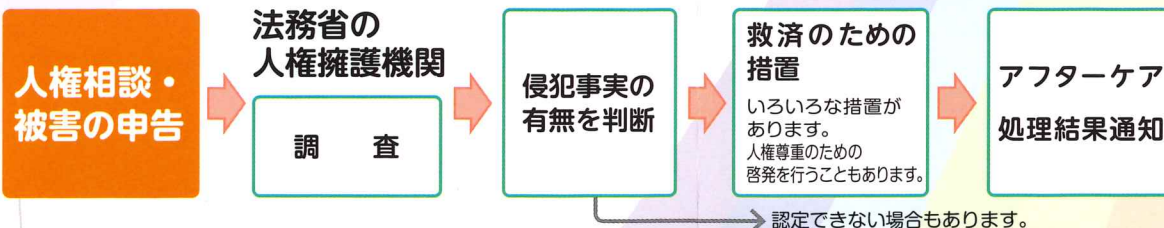
人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

人権擁護委員は こんな活動をしています

救済

「人権を侵害された」という
被害者からの申告を受け、
法務局職員と協力して、
調査に当たります。
人権相談から救済手続を
開始する場合もあります。

被害者救済の流れ



啓発

お互いの人権を
尊重し合うことの
大切さを伝えるために、
様々な活動を行っています。

人権の花運動

子どもたちが協力して花を育てることを通じて、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心を育むことを目的に活動をしています。



人権教室



いじめなどについて考える機会を通じて、相手への「思いやり」の大切さを伝えていきます。

全国中学生人権作文コンテスト

人権問題についての作文を書くことを通じて、豊かな人権感覚を身につけることを目的に実施しています。



地元企業や施設での講演

企業や社会福祉施設等において、講師として、人権尊重の重要性を伝えています。



街頭啓発・啓発イベント

ラジオ放送や街頭啓発などの様々な啓発活動を行っています。

